

～ご注意ください！！～

労働安全衛生法令にかかる直近の法改正について

(近日中に猶予期間の終了等により適用が開始される規定があります)

1. 墜落制止用器具にかかる新しい構造規格

～旧構造規格の安全帯の使用が可能なのは2022年1月1日までです～

2019年(平成31年)2月1日の労働安全衛生法令の改正により、高さ2メートル以上の箇所で作業床・手すり等の設置が困難な場所で作業を行う際に使用が義務付けられている**安全帯**について、新たに「**墜落制止用器具**」に改められ、**フルハーネス型**を使用することが原則とされました(一部例外あり)。

これに伴い同年1月25日に墜落制止用器具にかかる新たな構造規格が告示されましたが、旧構造規格に基づく安全帯につきましても2022年(令和4年)1月1日まで使用できることとされました。

2022年(令和4年)1月2日以降は、旧構造規格に基づく安全帯の使用は禁止されますので、**新しい構造規格に基づく墜落制止用器具**の配備を計画的に進めて下さい。



2. 溶接ヒュームにかかる濃度測定・呼吸用保護具等

～2022年3月31日までに濃度測定、適切な呼吸用保護具の選択等を～



2022年3月31日まで猶予の規定

作業主任者の選任

順番に措置

(継続して屋内作業場で行う場合に限る)

濃度測定

換気風量増加措置等

再度濃度測定

呼吸用保護具の選択・使用

フィットテストのみ2023.4.1～

呼吸用保護具のフィットテスト

金属アーク溶接等作業により発生する溶接ヒュームにつきましても、2021年(令和3年)4月1日施行の改正特定化学物質障害予防規則において「**特定化学物質**」に該当することとなり、これに伴い様々なばく露防止措置が義務付けられました。

これらの中で、左図の措置につきましても、**2022年(令和4年)3月31日**までの措置が猶予されています。

濃度測定や測定結果に基づく対策、適切な**呼吸用保護具**の選択、**作業主任者**の選任につきましても、作業環境測定機関等への委託、呼吸用保護具の購入、作業主任者技能講習の修了等外部機関等を利用する必要があり、また、順番に措置を進めなければならない(同時進行できない)事項もありますので、まだ措置が完了していない場合は、計画的に措置を進めて下さい。

3. 解体・改修工事にかかる事前調査結果の届出制度

～2022年4月1日以降は、一定の解体・改修工事は調査結果の届出を～



石綿(アスベスト)による健康障害の防止につきましては、2021年(令和3年)4月1日施行の改正石綿障害予防規則において**解体・改修工事**前の**事前調査**の実施義務が強化されたところですが、**2022年(令和4年)4月1日以降**は、解体・改修する建築物・工作物における**石綿の有無に関係なく**、一定の工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子届により、**事前調査の結果等を届け出なければなりません。**

つきましては、確実に事前調査を行ったうえで、調査結果の届出を行うとともに、調査結果を踏まえて労働者の方の石綿ばく露防止対策を徹底して作業を行う様にしてください。

届出を行う工事

解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事

請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事

請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事

【お問合せ先】各都道府県労働局・労働基準監督署の安全衛生担当部署

滋賀労働局	健康安全課	077-522-6650
大津労働基準監督署	安全衛生課	077-522-6678
彦根労働基準監督署	安全衛生課	0749-22-0654
東近江労働基準監督署	第2方面	0748-41-3366